

冬の湖西 高島をはばたく 野鳥と雪景色撮影会

2月11日(土)に市内3か所で、高島市公認フォトアドパイザーの葛原よしひろさんを講師とした写真撮影会が行われました。参加者はコハクチョウや琵琶湖、メタセコイヤ並木などを夢中で撮影していました。



主な
内容

特集 誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指して… **2**

- ・オンラインで転出届が提出できます! …………… **5**
- ・令和5年度軽自動車税(種別割)の金額をお知らせします … **6**
- ・子どもの成長と発達～メディアとの付き合い方～ …………… **18**

無料アプリ「マチイロ」で広報たかしまが読めます!

「広報たかしま」はスマートフォンアプリ「マチイロ」でも配信しています。スマートフォン等から当アプリをダウンロードしてお使いください。

マチイロ

検索

※アプリのダウンロードは無料ですが、通信費は利用者のご負担になります。

高島市公式

フェイスブック
Facebook

Instagram
Instagram

ライン
LINE

で情報発信中!



イメージキャラクター
「たかP」

こちらの名前でそれぞれ検索してご登録をお願いします。

・Facebook「あっと高島」・Instagram「takashima_city #たかP写真館」・LINE「@takashima_city」【たかP】



誰一人取り残さない 地域共生社会の実現 を目指して

☎ 社会福祉課 暮らし連携支援室
☎ (25) 8120

地域共生社会の 実現を目指して

今回の計画では、基本理念を『「出会い・ふれあい・支え合い」で、つむぎあえるまちづくり』とし、その実現を目指して4つの基本目標と3つの地域共生社会実現プロジェクトを定めています。

基本目標には、福祉のまちづくりを進めるための「人・地域・つながり」づくりと、いつまでも住み慣れた地域で暮らすことができる基盤づくりの取り組みを定めました。

- ### 基本目標
- 1 助け合い・支えあえる人をつくらう！
 - 2 共に生きる地域をつくらう！
 - 3 みんなでつながるネットワークをつくらう！
 - 4 安心・安全の地域をつくらう！

地域共生社会実現プロジェクト

- 1 地域生活つむぎあいプロジェクトの推進
- 2 生活困窮者支援・権利擁護支援の充実
- 3 住民福祉活動計画・地域福祉推進計画との連動

みんなで取り組む 地域福祉

計画の策定過程を通して、地域福祉活動は「市民一人一人が主役」であることを改めて強く認識しました。時代の変化に応じて人々が安心して暮らしていくためには、「人や地域とのつながり」が絶対に欠かせないものであることに、たくさんの方が気付いています。

まずは、周囲の人を気にかけて関わってみましょう。関わりはつながりを生みます。



PICK UP
～地域福祉とは？～

地域福祉は、地域という舞台上で、さまざまな登場人物が活躍することによって織りなされる物語のようなものと言えます。

この物語を方向付けるビジョンやシナリオが大切になります。それを考えていくのが地域福祉計画です。

地域福祉計画策定委員会委員長
同志社大学 永田 祐 教授

市では、すべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会の実現を目指してさまざまな取り組みを進めています。

今回、福祉に関する取り組みの方向性やビジョンを整理した「高島市地域福祉計画」について特集します。

地域福祉計画策定の経緯



令和4年3月に近年の法改正や社会情勢、これまでの取組成果や課題を踏まえ、令和4年度からの5年間を計画期間とする「高島市地域福祉計画（第4次）」を策定しました。

計画策定にあたっては、地域福祉の実践者や民生委員児童委員、福祉関係者の皆さんにご参加いただき、策定委員として2年間にわたり活発な議論をしていただきました。

そして、糸によりをかけるように、人とのつながりが幾重にも合わさっていくことで、安らぎや安心な暮らしをつむいでいきます。

さまざまな生活課題は、決して行政だけで解決できるものではありません。

市民の皆さんを中心に、地域や事業者、法人の皆さんと一緒に考え、解決していくものです。

市では、これからも皆さんとともに地域福祉の推進に取り組んでいきます。



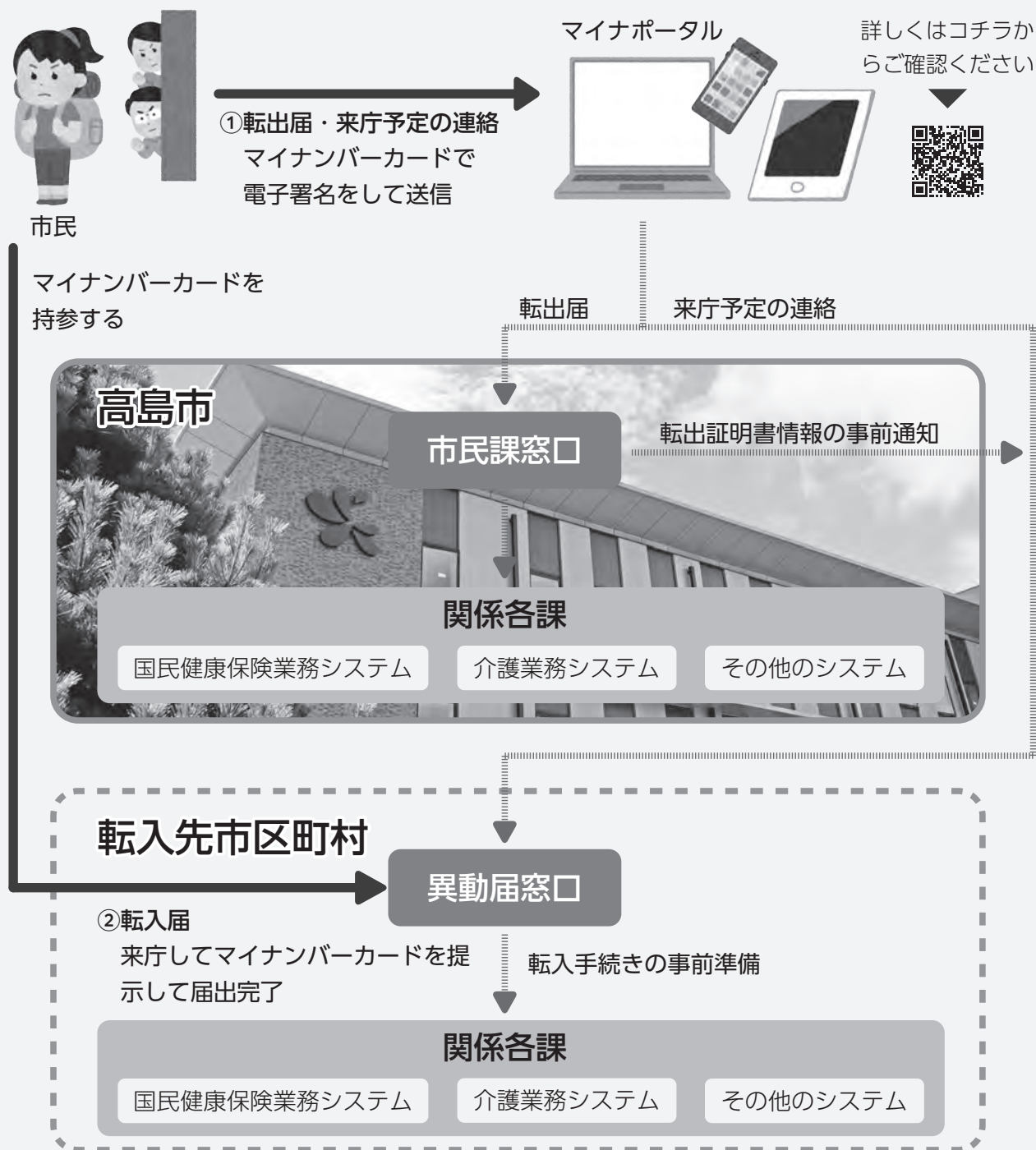
高島市地域福祉計画

※権利擁護支援とは
高齢者になっても、障がいがあっても自身の能力が活用され、自己決定が尊重される生活が継続できるよう、地域での日常生活等を支えること。

オンラインで転出届が提出できます！

問・市民課 ☎ (25) 8-0-1-8

このサービスを利用する方は、転出にあたり高島市役所への来庁が原則不要となります。
電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引っ越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身でも利用可能です。
※マイナポータルを通して転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。



市役所窓口を休日開庁します

引っ越しなどで住所変更が集まる年度末と年度当初の窓口混雑緩和や、平日に来庁できない方が便利に窓口を利用できるように、窓口の休日開庁を行います。

日時

3月26日(日)
4月2日(日)

両日とも

8時30分～17時15分

場所

市民課(新館1階)



業務内容

証明書の交付、住所変更、戸籍届書の受付、マイナンバーカードの申請・受取(予約制)、住所変更に伴う国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・福祉医療・児童手当の各種手続きなど
※証明書は、電子システムで交付できるものに限ります。
※戸籍届書の受け付けは、住所や本籍が市外の場合は、お預かりのみとなります。

※関係機関に確認が必要な手続きや他市町村とデータ通信が必要な手続きは、お取り扱いできない場合があります。

▼マイナンバーカードの申請・受取は、予約制とします。3日前までに電話で予約をしてください。
※持ち物：交付通知書兼照会書(交付希望者)、通知カード、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

問・市民課 ☎ (25) 8-0-1-8

新ごみ処理施設の建設予定地の決定

平成26年度のダイオキシン類基準値超過事象が発生し、その後、複数の近隣自治体に、ごみ処理の広域化について申し入れを行ったものの、いずれも実現せず、平成29年6月に単独設置方針を決定しました。

平成15年に整備した現施設は老朽化とともに維持・修繕等に多額の費用を必要とするため、平成30年2月に炉を停止し、市内各ご家庭の一般ごみは、緊急避難的に三重県伊賀市の民間事業者に処理を委託しており、その期限は令和11年度までとなっています。

そのような経過を踏まえ、市としては、これまで新しいごみ処理施設の用地選定に、2度の公募を行い、検討・審議を重ねるも建設予定地の決定に至らず、その後、「安曇川町田中地先(泰山寺区)」からのご提案を踏まえ、令和4年12月26日に建設予定地として決定しました。

今後は、施設整備基本計画策定や生活環境影響調査などの事業進捗に応じて、市民の皆さんに説明させていただき、ご意見を伺いながら、令和11年度中の稼働を目的に、新たなごみ処理施設の整備を進めていきます。

問・環境センター建設課 ☎ (25) 8-1-0-4



小型特殊自動車などもナンバープレートが必要です!

☎ 税務課 ☎ (25) 8116

小型特殊自動車に該当するフォークリフトや乗用装置のあるコンバイン・トラクター・田植機なども軽自動車税(種別割)の対象となります。

そのため、市に申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。

※公道を走行しない(田畑や工場内でのみ使用しない)車両も課税対象となります。
 ※現在使用していない場合でも、車両を所有していれば課税対象となります。

●小型特殊自動車(農耕作業用)

例: 乗用装置のあるコンバイン・トラクター・田植機など

| 基準 | 必要な申告 |
|---------------|------------------------|
| 最高速度が35km/h未満 | 小型特殊自動車 軽自動車税(種別割) |
| 最高速度が35km/h以上 | 大型特殊自動車 固定資産税(償却資産) |

※車両の大きさ・排気量の制限はありません。

●小型特殊自動車(その他)

例: フォークリフトなど

| 基準 | 必要な申告 |
|--------------------|------------------------|
| ①長さ4.7m以下 | 小型特殊自動車 軽自動車税(種別割) |
| ②幅 1.7m以下 | |
| ③高さ2.8m以下 | |
| ④最高速度15km/h以下 | 大型特殊自動車 固定資産税(償却資産) |
| 上記①~④の要件を一つでも超えるもの | |

手続きには、申告書と本人確認書類(届出者)*1のほか次の書類等が必要です。

| | 添付書類等 |
|----|---------------|
| 購入 | 販売証明書 |
| 譲受 | 譲渡証明書*2、廃車証明書 |

※1 本人確認書類(届出者)…マイナンバーカード・運転免許証等いずれか一つ以上

※2 売買や譲渡で所有者が変わった場合に、いつ、誰に譲渡が行われたかを証明する書面です。

車台番号が分からない場合は、手続きができませんのでご注意ください。



お済みですか?

軽自動車やバイクなどの取得・廃車や名義変更手続き

☎ 税務課 ☎ (25) 8116

軽自動車税(種別割)は、軽四自動車・バイク・トラクターなどの所有者に対して毎年4月1日を基準日として課税されます。

軽自動車を取得した場合や、廃車・譲渡をした場合には届け出が必要です。

また、トラクターやコンバインなど農耕作業車両などの買い替えの場合も廃車・登録の変更手続きが必要です。

- ▼取得した場合 … 15日以内
- ▼廃車した場合 … 30日以内

●原動機付自転車(125cc以下)

小型特殊自動車(コンバイン・トラクター・フォークリフト等)

登録・廃車の手続きには、申告書と本人確認書類(届出者)*1のほか次の書類等が必要です。

| | 添付書類等 | 手続場所 |
|---------------|---------------|-----------------------|
| 購入 | 販売証明書 | 税務課 |
| 譲受 | 譲渡証明書*2、廃車証明書 | ☎(25)8116 または各支所窓口 |
| 廃車・譲渡 | ナンバープレート | |
| 上記届出を代理人がする場合 | 上記に加え委任状*3 | |

※1 本人確認書類(届出者)…マイナンバーカード・運転免許証等いずれか一つ以上

※2 売買や譲渡で所有者が変わった場合に、いつ、誰に譲渡が行われたかを証明する書面です。

※3 販売事業者の方が代理人となる場合、届出者欄に法人印の押印があれば、委任状の省略が可能です。

●その他の車種 下記へお問い合わせください。

| 車種 | 手続場所 |
|---------------------|---|
| 軽二輪(125cc超~250cc以下) | 滋賀運輸支局 守山市木浜町 2298-5 ☎050(5540)2064 |
| 小型二輪(250cc超) | |
| 軽三輪 | 軽自動車検査協会 守山市木浜町 2298-3 ☎050(3816)1843 |
| 軽四輪 | |

★軽自動車税(種別割)の納付期限は5月31日(水)です。

★減免申請は、4月上旬からの受付を予定しています。

令和5年度 軽自動車税(種別割)の金額をお知らせします

令和5年度の軽自動車税(種別割)は、次の税率で課税されます。

☎ 税務課 ☎ (25) 8116

軽自動車(三輪と四輪以上)

●三輪・四輪の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両は税率が高くなります。

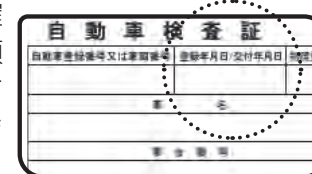
(令和5年度は、初度検査年月が平成22年3月以前の車両)

【表1】

| 車種区分 | 初めて車両番号の指定を受けた日が… | | 初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両 | | |
|------|-------------------|----------------|-----------------------------|---------|---------|
| | 平成27年3月31日以前の車両 | 平成27年4月1日以後の車両 | | | |
| 四輪以上 | 乗用 | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| | | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| | 貨物用 | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |
| | | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |
| 三輪 | | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 | |

※初めて車両番号の指定を受けた年月は自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。車両の種類や初度検査年月によって適用される税率が違いますのでご注意ください。

ココに書いてあります!



●グリーン化特例(税が低くなります)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初めて新規登録した軽四輪等で環境負荷の小さい車両は、登録の翌年度の税率が低くなります。

【表2】

| 車種区分 | | (ア) | (イ) | (ウ) |
|------|-----|--------|--------|--------------------|
| 四輪以上 | 乗用 | 自家用 | 2,700円 | グリーン化特例対象外 |
| | | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 5,200円 |
| | 貨物用 | 自家用 | 1,300円 | グリーン化特例対象外 |
| | | 営業用 | 1,000円 | グリーン化特例対象外 |
| 三輪 | | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 ※乗用営業用のみ |

(ア) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合車または、平成21年排出ガス規制10%低減車)

(イ) 令和2年度燃費基準+令和12年度基準90%達成車

(ウ) 令和2年度燃費基準+令和12年度基準70%達成車

※(イ)・(ウ)については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に該当し、かつ、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限り適用されます。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※表1に該当する場合であっても、表2のいずれかに該当する場合は、表2の税率が適用されます。

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

●原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車などの税率

登録の年月や環境性能に関わらず、一律の税率が適用されます。



| 車種区分 | 税率 | |
|---------------------|---------------|--------|
| 50cc以下 | 2,000円 | |
| 原動機付自転車 | 50cc超~90cc以下 | 2,000円 |
| | 90cc超~125cc以下 | 2,400円 |
| | ミニカー | 3,700円 |
| 軽二輪(125cc超~250cc以下) | 3,600円 | |
| 小型二輪(250cc超) | 6,000円 | |
| 小型特殊自動車 | 農耕用のもの | 2,400円 |
| | その他 | 5,900円 |



子育て世代のニーズを把握する アンケート調査結果をお知らせします

子育て支援課 ☎(25)8136
保険年金課 ☎(25)8137

子育て世代のニーズを把握するため、12月に「子育て・教育にかかるアンケート調査」を行いました。

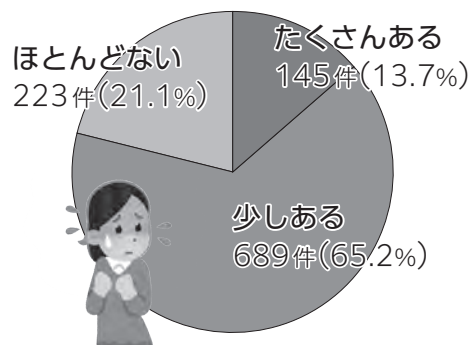
近年、核家族の増加や家族形態の変化により、地域の子育て環境も多様化しています。

市では、今回のアンケート調査結果やご意見をもとに、子育て世代の保護者の皆さんの満足度を維持していくため、安全で質の高い保育を提供し、経済的負担の軽減や子どもたちの健やかな育ちを支援していきます。

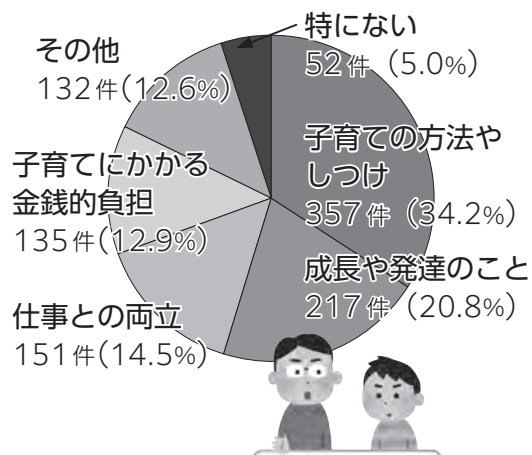


▼不安や悩みについて

問)子育てについて不安や悩みがありますか？



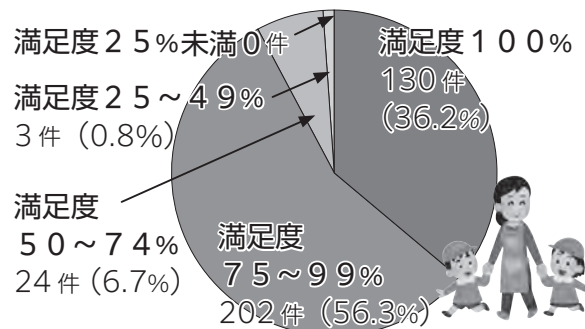
問)不安や悩みと感じられることはどのようなことですか？



市では、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、公立保育園・認定こども園の運営および小中学生（15歳到達後最初の3月31日までの子ども）の医療費助成を行っています。

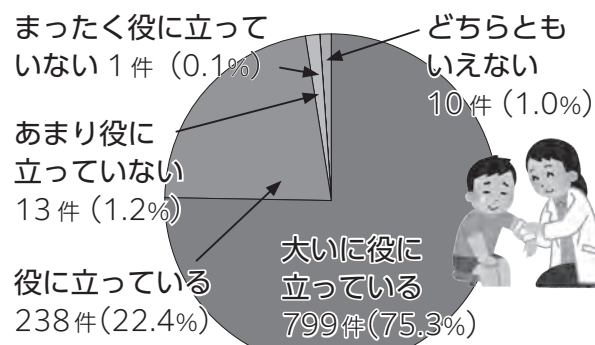
▼公立園に対する満足度

問)通園されている保育園・認定こども園の運営について満足度は何%ですか？

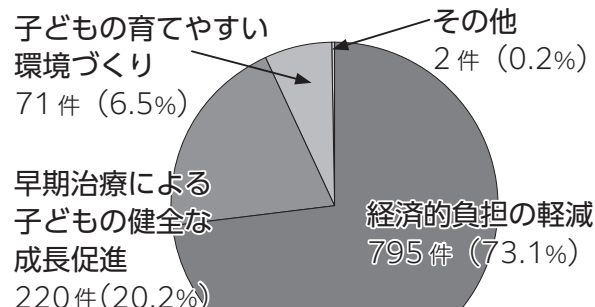


▼子ども医療費助成制度について

問)子どもを産み育てられる環境づくりの一環として実施している子ども医療費助成制度は役に立っていますか？



問)子ども医療費助成はどのような点で役に立っていますか？



消防本部予防課 ☎(22)5403



住宅用消火器
を設置しましょう



ボタンを押す、またはひもを引いて定期的に作動するかの確認をしましょう。
古くなると電子部品の寿命や電池切れの恐れもあります。機器は10年を目安に交換しましょう。

いざという時のために、消火器等を設置し、使い方の確認をしましょう。
家の周りには燃えやすいものは置かない。
寝具、カーテンなどは防災品の使用をおすすめします。

いのちを守る
住宅用火災警報器

できることから
住宅防火対策

3月1日(水)～7日(火)
春の火災予防運動を行います！
『2022年度全国統一防火標語』
『お出かけはマスク戸締り火の用心』
空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。火災のほとんどは、火の不始末やちょっとした不注意から発生しています。火の取り扱いには十分に注意し、火災予防に努めましょう。



◆1反当たりの賃借料 (100円未満四捨五入)

| 地域 | 平均 (円/年) | 最高 (円/年) | 最低 (円/年) | データ数 (件) |
|------|----------|----------|----------|----------|
| マキノ | 5,900 | 7,000 | 5,000 | 52 |
| 今津 | 6,200 | 9,000 | 2,000 | 276 |
| 朽木 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 9 |
| 安曇川 | 7,300 | 10,000 | 3,500 | 47 |
| 高島 | 7,300 | 10,000 | 2,400 | 100 |
| 新旭 | 8,800 | 11,100 | 6,500 | 30 |
| 市内全域 | 6,600 | 11,100 | 2,000 | 514 |

◆1反当たりの物納(玄米)量 (1kg未満四捨五入)

| 地域 | 平均 (kg/年) | 最高 (kg/年) | 最低 (kg/年) | データ数 (件) |
|------|-----------|-----------|-----------|----------|
| マキノ | 32 | 45 | 12 | 84 |
| 今津 | 42 | 60 | 45 | 36 |
| 朽木 | 30 | 47 | 19 | 19 |
| 安曇川 | 55 | 79 | 30 | 59 |
| 高島 | 39 | 60 | 30 | 19 |
| 新旭 | 44 | 60 | 30 | 16 |
| 市内全域 | 41 | 79 | 12 | 233 |

※データ数は、集計に用いた筆数です。
※畑については、事例が少ないためデータには含まれていません。

農地の賃借料情報

農地の賃借料を決定する際の目安として、令和4年中に締結(公告)された賃借借における賃借料を集計しましたので、賃借料設定の参考にご活用ください。
なお、「農地の賃借料情報」に拘束力はありません。
農地の状況などに合わせて、貸し手と借り手の両者でよく話し合い、設定してください。



訪問看護サービスって、なに？

訪問看護ステーションは、病気や障がいのある方の在宅療養生活を支援します。

訪問看護サービスをご利用いただくには、契約が必要となります。また、利用料金は介護保険・医療保険の適用が受けられます。まずは、お気軽にお電話ください。

皆さんから掛けていただいた言葉は、私たち看護師が成長するための糧となっています。

高島市訪問看護ステーション

☎(36) 8111



訪問看護あるある

素敵な言葉をありがとう編

今津税務署からのお知らせ

【令和4年分確定申告の納付期限等】

| 税務署 確定申告 | 納期限 (納付の期限) | 振替日 (振替納税をご利用の場合) |
|----------------------------|------------------------|------------------------|
| 申告所得税 および 復興特別所得税 | 3月 15日 [※] | 4月 24日 [◎] |
| 消費税および 地方消費税 (個人事業者) | 3月 31日 [◎] | 4月 27日 [◎] |

※申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

【便利な納付方法のご案内】

振替納税（口座振替）

- ▼振替日にご指定いただいた預貯金口座から引き落とししますので、納税を忘れることはありません。
- ▼金融機関等の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- ▼振替納税の利用は、事前に「預貯金口座振替依頼書（振替依頼書）」の提出が必要ですが、一度手続きすれば継続して利用できます。「振替依頼書」はオンライン（e-Tax）で提出が可能です。

※振替納税について、詳しくはこちらの国税庁のホームページをご覧ください。→



スマホアプリ納付

スマホから「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、ご利用になるPay払いを選択し、画面の表示に従って情報を入力することで納付ができます。



今津税務署 ☎(22) 2561

まもろうじょう

「ゲートキーパー」

健康推進課
☎(25) 8078

3月は自殺対策強化月間です。もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っている時には、気軽に相談できる場所があります。身近な人や大切な人が落ち込んでいたら、声をかけてみることもからはじめてください。大切ないのちを支えるために、だれでも、いつでも、わたしにも、できること。それが、

「ゲートキーパー」です。

- 変化に気づく
- じっくりと耳を傾ける
- 支援先につなげる
- 暖かく見守る

「ゲートキーパー」とは？

悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。特別な研修や資格は必要ありません。周りで悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。声をかけあうことで、不安や悩みを少しでも和らげることができるとも思いませんか。

ゲートキーパーは「命の門番」とも位置付けられています。悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。

「悩みを聞くのがつらい」「支え方が分からない」「誰にも言わないで」と支える側が悩む時には、相談窓口や専門家等に相談してください。あなたの応援者を見つけることも大切です。

*厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」より抜粋

【相談窓口】

- いのちの電話
 - ☎0570 (783) 556 (毎日：10時～22時)
 - ☎0120 (783) 556 (毎日：16時～21時) ※毎月10日：24時間
- 滋賀いのちの電話
 - ☎077 (553) 7387 (金～月：10時～20時30分)
- こころの電話相談
 - ☎077 (567) 5560 (月～金：10時～12時、13時～21時)
- 健康に関する相談（高島市健康推進課）
 - ☎(25) 8078 (月～金：8時30分～17時15分)
- 生活困窮に関する相談（つながり応援センターよろず）
 - ☎(25) 5750 (月～金：8時30分～17時30分)
- 相談先が分からない時の相談（高島市社会福祉課くらし連携支援室）
 - ☎(25) 8120 (月～金：8時30分～17時15分)

